

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成17年11月30日（諮問第83号）

答申日：平成18年5月19日（答申第46号）

事件名：企業訪問に関する文書の部分公開決定処分に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が産業経済政策課及び商工業振興課誘致企業室の復命書及び企業情報（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、次の部分は公開すべきであるが、その他について非公開とした決定は妥当である。

（1）平成17年6月13日付けの簡易復命書

ア 訪問目的欄の2行目

イ 面談要旨欄の1行目、5行目、8行目、9行目及び10行目

（2）平成17年6月30日付けの簡易復命書

ア 訪問目的欄

イ 内容欄の1行目から3行目まで

（3）平成17年7月11日付けの復命書

3枚目の2行目から5行目、7行目及び11行目から14行目まで

（4）平成17年4月14日付けの復命書

2枚目の訪問目的の③の内容

（5）企業情報（本件対象文書に係るもの全てに共通）

ア 折衝状況欄

イ 訪問動機欄

ウ 新規立地や増設の有無欄

エ 新規立地や増設の有無欄が「無」の場合は、場所の決定欄、希望・予定地域欄、立地形態欄、用地形態欄、土地の取得状況欄、建物の形態欄、着工時期欄、操業時期欄、用途欄、希望・予定面積欄、希望・予定価格欄、進出の条件欄、展開の可能性欄

(6) 平成17年10月17日付けの復命書

2枚目の2行目から4行目までの企業名

第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が平成17年10月31日付け産経一2372及び同日付け商工一1390により行った部分公開決定について、その取消しを求めるというものである。

異議申立人が主張する異議申立ての理由及び意見は、意見書の記載及び意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

1 全体的な所感

県産業経済労働部は、業務で取りまとめた企業情報を包括的に取り扱い、「信頼関係を損なう」「何らかの不利益が生じた場合」「以後交渉を中止したり」などとマイナスイメージだけで企業情報をとらえて説明する。しかもこれらの説明は県の憶測に基づいたものに過ぎず、客観性に欠けるため非公開理由としては根拠が乏しい。

これは具体個別に企業訪問シート等に記載された事項を公開していいか、悪いのかを相手先企業に確認していないためである。その努力をせず非公開という安易な選択をしている可能性が否定できない。

企業の公開性、透明性が求められている中、相手先企業が一般論で県側に話し、「公開していい」と思っているにもかかわらず、県が必要以上に

過敏になり公開を自己規制しているにすぎない可能性もある。そうであれば、企業側にとっても不本意な結果になりかねない。

こうした結果にならないためには、県は企業情報の「重要度」をより区分し、企業が同意できる部分は積極的に公開するなど仕組みが必要である。

企業誘致にかかわらず、おおむね商談や会社訪問で交わされる会話には、「企業が公表してもよい一般的な内容」と「機密に相当する内容」がある。申立人が公開を求めているのは前者であり、企業機密まで公開は求めている。同部の部分公開には、この区分けの精査の跡が見当たらず、安易な事務選択として情報の内容にかかわらず事実上一括して取り扱っているように思える。それが妥当なのかご検討願いたい。

仮に非公開にした部分がすべて機密に当たるのであれば、自治体間の競争が激しい中、秋田県にだけ機密事項を伝えるというのは考えにくい。非公開理由説明には、その部分が示されていない。

県民の利益を代行して交渉を行う同部は、相手企業の意向を確認した上で、できるだけ企業のニーズを公開し、秋田県には何が必要かを県民に知らせる義務を背負っている。

なお、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）6条1項5号にある「公にしないとの条件下で任意に提供された情報」で事前に相手企業と公にしないことをそれぞれ双方合意しているのであれば、非公開に異存はない。県の情報公開事務の手引によると、本号の解釈では「情報提供者の承諾が得られたもの」「単に相手方が不快の念を抱く程度のもの」は非公開に該当しないとする趣旨の記述がある。この点からも検討願いたい。

さらに条例6条2項の運用基準では、「有意の情報」の取り扱いについて「必要に応じて当該請求の趣旨、部分公開の希望の有無を公開請求者に確認するものとする」とある。同部からは何ら確認はなかったが、同項に

基づいて公開請求の趣旨を以下説明する。

県行政と本請求者は、ともに地域発展という社会的、自発的責務を負わされている。現在の本県の最大の課題は雇用の場の創出である。雇用の場がないため、若者を中心に人材流出が続き、人口減という現象で現れ、将来の展望は描ききれない。それだけに、外部の大手資本の導入が必要である。どうしたら企業に来てもらえるか。それは県だけの問題ではなく、企業集積、技術力、人材の面からプレイヤーである県民の課題である。企業誘致の条件面、根本的な部分で、県民は何ができるか、何をすべきか等を探るのが本請求の趣旨である。なお愛知県に限って請求したのは当地域が日本で最も元気のある企業が集中しているためである。

また、企業誘致をはじめ県行政の業務は「頑張ったからいい」ではなく、出張費、調査費、人件費など投資に相当する結果が求められる。業務として税金を費やして企業訪問した結果（復命書）が県の裁量で公開されないのであれば、独善的な業務、外部のチェックのない業務を許すこと、つまり、企業誘致という名前のもとに監視の効かない聖域を作り出すことにもなりかねない。

誘致企業情報に対する考え方がこれでいいのか、公開部分に拡大の余地はないか、公開の在り方を再確認する意味でも異議を申し立てた。

2 条例6条1項2号への該当性について

(1)

ア 非公開理由説明書の記載

企業訪問によって得られた新規立地や増設の有無等の情報は、新製品、新技術の開発状況やその投入時期を推測する有力な手がかりとなることから、特に競争関係にある他企業の知るところとならないよう、厳重に管理されるべき重要な情報である。

イ 申立人の意見

一般論を記述したものにすぎない。「新規立地」「増設の有無」「新製品」「新技術」が今回、異議申立人が請求した文書に盛り込まれているものかについては明示しておらず、具体性はない。

(2)

ア 非公開理由説明書の記載

また、折衝の内容は、訪問先企業が検討中の事業計画を推測する有力な情報となり、当該情報が公開されれば、当該企業の取引企業や地元自治体等の様々な憶測を誘発し、企業側もそれによって生じた様々な事態への対応に迫られ、円滑な事業運営に支障を来すと考えられる。

イ 申立人の意見

上記と同様に、産経部が「有力」とする「当該情報」が今回の請求文書に盛り込まれているかは不明。また「様々な憶測を誘発し、企業側もそれによって生じた事態…」とマイナス面ばかりをとらえているが、そもそも相手企業が県に話したことすべてが非公表を前提にした話とは思われない。企業情報が公開されることで予想される新規取引の拡大などのプラス効果には、一切触れないのは意図的な誘導になる。近年、企業、特に上場企業は企業の公開性を重視しており、訪問先企業が秋田県だけに対して秘密情報を伝えるのは想定できない。また相手先企業の意向として「公開しない」という記述が見られず、県の憶測に基づいた文章である。

(3)

ア 非公開理由説明書の記載

したがって、非公開とした部分は、「法人その他の団体に関する情報…」であって、公開することにより、当該法人等…の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの」で、条例6条1項2号に該当する。

イ 申立人の意見

産経部が該当するという条例6条1項2号の「解釈」が「情報公開事務の手引（平成14年2月県作成）」に示されている。

それによると『地位が損なわれると認められる』とは公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に何らかの不利益が生じるというだけでは足りず、具体的かつ客観的に法人等又は事業を営む個人の競争上の地位が侵害されると認められた場合を意味するものである」とある。

本案件では「不利益が何を示すのか」「何が具体的かつ客観的な競争上の地位侵害に当たるか」は不明で容易に該当させるには当たらない。

3 条例6条1項4号への該当性について

(1)

ア 非公開理由説明書の記載

「復命書」における訪問先、訪問目的、訪問結果・交渉記録、また、「企業情報」における訪問先、交渉記録は、県が行う誘致活動等によって得られた情報である。

イ 申立人の意見

訪問目的の非公開には異議。誘致企業活動によって得られた情報の精査が不十分なので、それ以外はできるだけ開示すべきである。

(2)

ア 非公開理由説明書の記載

自治体間の企業誘致等の競争が激化している中で、本県が交渉相手方である企業名(企業名を容易に判明させるような企業情報を含む)や、交渉内容の一部を公開することによって、企業は外部で様々な憶測がなされること等を考慮して、以後の交渉を中止したり、率直な意見表

明を控える事態となることが容易に推定される。

イ 申立人の意見

推定の話であり、本案件がそうなるかは示していない。

(3)

ア 非公開理由説明書の記載

さらに、誘致交渉等における初期段階の訪問アポイントメントそのものが相手側から拒否され、企業側との接触さえ不可能になることが予想され、企業誘致等の活動ができなくなるおそれがある。

イ 申立人の意見

おそれの話であり、本案件がそうなるかは明らかにしていない。

(4)

ア 非公開理由説明書の記載

企業訪問の際に担当者から収集した情報は、その内容に関わらず厳に秘密を保持することが求められるものであり、これらが公開されることによって、訪問企業の本県に対する信頼を裏切ることになり、他の折衝中の企業や、今後折衝する企業の本県に対する信頼を低下させ、以後の同事務の遂行に著しい支障が生じる。

イ 申立人の意見

秘密を保持するというのは県の言い分であり、企業側が秘密という意識があるのか、この文書では明らかではない。

(5)

ア 非公開理由説明書の記載

企業誘致等に係る交渉は、県側が様々な機会を活用して企業と接触し、双方が自己に有利になるよう話し合いをする場であり、その内容が公開されることによって、県側の手の内が明らかになり、企業誘致等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

イ 申立人の意見

手の内が明らかになるというが、やみ取引にもつながりかねない透明性に欠ける言葉であり、企業も望んでいないのではないか。オープンな状況で条件面で折り合えば交渉は成立するのではないか。

(6)

ア 非公開理由説明書の記載

したがって、非公開とした部分は「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、…事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある」情報として、条例6条1項4号(二)にいう「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の…当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報に該当する。

なお、秋田県情報公開事務の手引においても、「企業誘致に係る交渉」は本号(二)の「交渉」に該当すると解釈されている。

イ 申立人の意見

手引は県の定めた内規であり、条例に縛られたものではない。手引を参考にしながら改善の余地があれば、改善すべき性質のものである。

4 条例6条1項5号への該当性について

(1)

ア 非公開理由説明書の記載

企業訪問した際に収集した情報や交渉内容は、企業の業務内容や今後の計画等について言及されており、通例として公にしないこととされている情報で、法令等の根拠に基づかず、相手方が訪問者である本県職員を信頼した上で提供したいいわゆる任意提供情報である。

イ 申立人の意見

今回非公開とした部分すべてが上記に該当するのかは疑問である。精査や公表の努力を怠っている可能性は否定できない。任意提供情報はすべて非公開にする認識が相手企業にあったか定かではない。

(2)

ア 非公開理由説明書の記載

当該情報の一部を公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損ない、相手方から不快、不信の念を抱かれるおそれがあるほか、それ以降における誘致活動等において相手方の理解、協力を得ることが困難になる。

イ 申立人の意見

成約の可能性があれば理解できるが、そもそもあいさつ程度の初訪問のレベルだと推察する。どの程度まで「情報公開請求があった場合は示していいか」など相手方の意思を確認したのか。一方的な判断になっていないか。県民への情報開示の義務は十分か。大阪府知事のように公開による交渉戦術を取っているところもあり、必ずしも公開が交渉進展に影響するという考え方はどうか。

(3)

ア 非公開理由説明書の記載

また、相手方が提供した情報が公開されることによって、企業の担当者が社内で責任を問われることも想定され、相手方に何らかの不利益が生じた場合は、損害賠償責任の原因となるおそれも想定される。

イ 申立人の意見

「何らかの不利益」といえば、文書上の効果として説得力は高まるが、果たして何を指すのか不明であり、具体性に欠ける。

(4)

ア 非公開理由説明書の記載

よって、非公開とした部分は「公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれのある情報」ということができるので、条例6条1項5号に該当する。

イ 申立人の意見

根拠がそれぞれ希薄なものを「よって」という接続詞で結び付けるのは強引で論理性、説得力に欠ける。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由等を次のように説明している。

1 企業訪問について

地方自治体は、地域経済の発展を図るため、企業誘致のほか、地域の企業が成長産業に参入することを促進し、また、経済のグローバル化に対応して貿易の振興などを強力に推進しているところである。

そのため、各自治体は、企業誘致や取引先の開拓、地元港湾を利用した貿易の推進などを目的として、県外企業に対して様々なアプローチを行っており、自治体間の競争が激化していることから、一部の企業では担当者とのアポイントさえ困難な状況も生じている。

本県においても、企業誘致や取引先の開拓にあたっては、技術、人材、立地環境といった秋田ならではの強みや優遇制度、貿易については、発展が著しい環日本海地域との距離などの貿易環境の優位性を訴えるため、企業関係者と様々な接触を試みて、これら関係者を窓口として企業訪問を行っているところである。

2 本件対象文書について

「復命書」は、職員が企業訪問した際に、その面談内容等をまとめて上司に報告するための文書である。

「企業情報」は、企業訪問した際の交渉状況をまとめてデータベース化し、プリントアウトした文書である。

3 非公開とした部分について

(1) 「復命書」

訪問先、訪問目的、訪問結果(産業経済政策課)・交渉記録(誘致企業室)

(2) 「企業情報」

訪問先、交渉記録

4 条例6条1項2号への該当性について

企業訪問によって得られた新規立地や増設の有無等の情報は、新製品、新技術の開発状況やその投入時期を推測する有力な手がかりとなることから、特に競争関係にある他企業の知るところとならないよう、厳重に管理されるべき重要な情報である。

また、折衝の内容は、訪問先企業が検討中の事業計画を推測する有力な情報となり、当該情報が公開されれば、当該企業の取引企業や地元自治体等の様々な憶測を誘発し、企業側もそれによって生じた様々な事態への対応に迫られ、円滑な事業運営に支障を来すと考えられる。

したがって、非公開とした部分は、「法人その他の団体に関する情報・・・であって、公開することにより、当該法人等・・・の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの」で、条例6条1項2号に該当する。

なお、非公開とした部分は、同2号ただし書(一)～(三)のいずれにも該当しない。

5 条例6条1項4号への該当性について

「復命書」における訪問先、訪問目的、訪問結果・交渉記録、また、「企業情報」における訪問先、交渉記録は、県が行う誘致活動等によって得られた情報である。

自治体間の企業誘致等の競争が激化している中で、本県が交渉相手方である企業名(企業名を容易に判明させるような企業情報を含む)や、交渉内容の一部を公開することによって、企業は外部で様々な憶測がなされること等を考慮して、以後の交渉を中止したり、率直な意見表明を控える事態となることが容易に推定される。

さらに、誘致交渉等における初期段階の訪問アポイントメントそのものが相手側から拒否され、企業側との接触さえ不可能になることが予想され、企業誘致等の活動ができなくなるおそれがある。

企業訪問の際に担当者から収集した情報は、その内容に関わらず厳に秘密を保持することが求められるものであり、これらが開示されることによって、訪問企業の本県に対する信頼を裏切ることになり、他の折衝中の企業や、今後折衝する企業の本県に対する信頼を低下させ、以後の同事務の遂行に著しい支障が生じる。

企業誘致等に係る交渉は、県側が様々な機会を活用して企業と接触し、双方が自己に有利になるよう話し合いをする場であり、その内容が公開されることによって、県側の手の内が明らかになり、企業誘致等の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

したがって、非公開とした部分は「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、…事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある」情報として、条例6条1項4号(二)にいう「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の…当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報に該当する。

なお、秋田県情報公開事務の手引においても、企業誘致に係る交渉は本号(二)の「交渉」に該当すると解釈されている。

6 条例6条1項5号への該当性について

企業訪問した際に収集した情報や交渉内容は、企業の業務内容や今後の計画等について言及されており、通例として公にしないこととされている情報で、法令等の根拠に基づかず、相手方が訪問者である本県職員を信頼した上で提供したいわゆる任意提供情報である。

当該情報の一部を公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損ない、相手方から不快、不信の念を抱かれるおそれがあるほか、それ以降における誘致活動等において相手方の理解、協力を得ることが困難になる。

また、相手方が提供した情報が公開されることによって、企業の担当者が社内で責任を問われることも想定され、相手方に何らかの不利益が生じた場合は、損害賠償責任の原因となるおそれも想定される。

よって、非公開とした部分は、公開することにより、関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれのある情報といえることができるので、条例6条1項5号に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 平成17年11月30日 | 諮問の受け付け |
| (2) 平成18年1月12日 | 諮問庁から非公開理由説明書を收受 |
| (3) 同年1月19日 | 審議 |
| (4) 同年2月2日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| (5) 同年2月3日 | 異議申立人及び諮問庁が意見陳述 |

- | | |
|-------------|----|
| (6) 同年3月9日 | 審議 |
| (7) 同年4月7日 | 審議 |
| (8) 同年5月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、秋田県産業経済労働部が平成17年度に愛知県内の企業を訪問した際に作成した文書であり、「企業情報」と呼ばれる23件の文書及び次の5件の復命書である。

- (1) 平成17年6月13日付けの簡易復命書
- (2) 平成17年6月30日付けの簡易復命書
- (3) 平成17年7月11日付けの復命書
- (4) 平成17年4月14日付けの復命書
- (5) 平成17年10月17日付けの復命書

当審査会が本件対象文書を見分したところ、その記載内容は、大まかに次の5つに分類することができる。

- (1) 訪問先企業を特定できる情報
- (2) 訪問先企業が県に話した情報
- (3) 訪問先企業に対する県の評価を表す情報
- (4) 県が訪問先企業に話した情報のうち、個別具体的なもの
- (5) 県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、一般的なもの又は公知のもの

この分類に基づき、以下、これらの情報が条例の非公開事由に該当するか否かを検討する。

2 各分類の検討

(1) 訪問先企業を特定できる情報

当審査会が口頭意見陳述の場で異議申立人に確認したところ、同人は、訪問先企業名が非公開であることについては不服がないと述べた。したがって、訪問先企業名そのものではないが、これを推測できる情報についても非公開であることに不服がないものとして取り扱う。

(2) 訪問先企業が県に話した情報

企業が新規立地や増設を行うことは、その経営戦略上重要なことである。また、県にとっても、企業誘致は、地域経済の発展を図るための有力な施策である。そして、企業にはライバル企業が、県には他都道府県という競争相手がそれぞれ存在する。したがって、企業も県も、最初の接触から誘致の最終段階に至るまで、お互いの信頼関係を徐々に深めながら交渉に当たるものと考えられる。

このようなことからすると、企業誘致事務においては、直接の面談相手が話した内容を公開することは、仮にそれが機密に属するとまでは言えない情報であっても、訪問先企業の信頼を損ね、以後の率直な意見交換を困難にするなどの支障を生ずる蓋然性が高いと考えられる。したがって、訪問先企業が県に話した情報は、公開することにより、企業誘致事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例6条1項4号に該当する。

(3) 訪問先企業に対する県の評価を表す情報

誘致交渉において、県が訪問先企業をどのように評価しているかを当該企業に知られることは、交渉に当たっての県の方針などが推測され、以後の対等な立場での交渉を困難にするなど、企業誘致事務に支障を及ぼすことが容易に推測できる。したがって、訪問先企業に対する県の評価を表す情報は、公開することにより、交渉に係る事務に関し、県の当事者として

の地位を不当に害するおそれがあると認められ、条例6条1項4号に該当する。

(4) 県が訪問先企業に話した情報のうち、個別具体的なもの

県が訪問先企業に対してのみ提示した条件や提供した情報を公開することは、他の誘致折衝中の企業との関係や、競合する他の都道府県との関係において、同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと容易に推測できる。したがって、県が訪問先企業に話した情報のうち、個別具体的なものは、条例6条1項4号に該当する。

(5) 県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、一般的なものの又は公知のもの

県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、いずれの企業に対しても話すであろうと考えられるものや公知のものについては、これらを公開しても、訪問先企業の内部情報を明らかにすることにはならないし、また、県が事務事業を行うに当たり支障を生じたり訪問先企業との信頼関係を害するものとは考えられない。したがって、県が訪問先企業に話した情報や本県に関する情報のうち、一般的なものの又は公知のものは、条例6条1項の2号、4号又は5号のいずれにも該当しないものと認められる。

3 本件対象文書の非公開情報該当性

以上の検討を踏まえ、次に、実施機関が非公開とした情報の非公開情報該当性を個別に判断する。

なお、実施機関は、複数の非公開事由を主張しているが、条例6条1項各号のいずれかに該当すれば、当該情報を非公開とすべきこととなるので、当審査会では、その余の事由については判断しない。

(1) 平成17年6月13日付けの簡易復命書

ア 1行目及び訪問先欄には、訪問先企業名が、面談相手欄、面談場所

欄、TEL欄、訪問目的欄1行目及び面談要旨欄の2行目には、訪問先企業名を推測できる情報が記載されており、異議申立人に不服のない部分である。

イ 訪問目的欄の2行目は、一般的な内容であるから、前記2(5)の理由により、公開すべきである。

ウ 面談要旨欄の1行目は、訪問した県職員の氏名であり、これは、この復命書の中で既に公開されている氏名と同じであるから、非公開とする理由はなく、公開すべきである。

エ 面談要旨欄の3行目及び4行目には、当該企業にのみ関係する情報が、また、6行目及び7行目には、当該企業に対する誘致の条件が記載されているから、前記2(4)の理由により、非公開が妥当である。

オ 面談要旨欄の5行目、8行目及び10行目は、一般的な内容であるから、イと同様、公開すべきである。

カ 面談要旨欄の9行目は、平成17年7月11日付け復命書の4枚目で実施機関が既に公開している内容と同じであるから、これを非公開とする理由はなく、公開すべきである。

キ 面談要旨欄の11行目以下は、訪問先企業が県に話した情報であるから、前記2(2)の理由により、非公開が妥当である。

(2) 平成17年6月30日付けの簡易復命書

ア 1行目、訪問先欄、面談相手欄、面談場所欄及びTEL欄は、前記(1)アと同様、異議申立人に不服のない部分である。

イ 訪問目的欄は、それ自体一般的な内容に過ぎないから、前記2(5)の理由により、公開すべきである。

ウ 内容欄の1行目は県職員の氏名であり、これは既に訪問者欄で公開されており、また、2行目及び3行目は、イと同様であるから、いずれも公開すべきである。

エ 内容欄の4行目及び5行目には、当該企業にのみ関係する情報が記載されているから、前記2(4)の理由により、非公開が妥当である。

オ 内容欄の6行目以下は、訪問先企業が県に話した情報であるから、前記2(2)の理由により、非公開が妥当である。

(3) 平成17年7月11日付けの復命書

ア 2枚目の日程欄には、訪問先企業名が、3枚目の15行目及び16行目並びに4枚目の1行目、2行目及び23行目は、訪問先企業名、所在地及び訪問先企業名を推測できる情報が、3枚目及び4枚目の対応者の部分には、訪問先企業名を推測できる訪問先企業の役職員の肩書き及び氏名が記載されており、異議申立人に不服のない部分である。

イ 3枚目の2行目は、3枚目及び4枚目で既に公開されている情報から知りうる情報であるから、これを非公開とする理由はなく、公開すべきである。

ウ 3枚目の3行目から5行目、7行目及び11行目から14行目までは、一般的な情報又は公知の情報であるから、前記2(5)の理由により、公開すべきである。

エ 3枚目の6行目及び8行目から10行目までは、当該企業にのみ関係する情報が記載されているから、前記2(4)の理由により、非公開が妥当である。

オ 3枚目及び4枚目の会社側の反応の部分は、訪問先企業が県に話した情報が記載されているから、前記2(2)の理由により、非公開が妥当である。

(4) 平成17年4月14日付けの復命書

ア 1枚目の題名欄及び2枚目の1行目は、訪問先企業名が記載されており、異議申立人に不服のない部分である。

イ 2枚目の訪問目的の③の内容は、一般的な内容であるから、前記2

(5) の理由により、公開すべきである。

ウ 2枚目の13行目以下は、既に公開されている月日及び時間に続けて、訪問先企業名、訪問先企業の担当者の肩書き及び氏名、訪問先企業が県に話した情報が記載されているから、前記2(1)及び2(2)の理由により、非公開が妥当である。

(5) 企業情報 (本件対象文書に係るもの全てに共通)

ア 企業名欄、本社所在地欄、事業欄、設立欄、資本金欄、代表者欄、従業員欄、工場所在地欄、企業側欄は、訪問先企業名及び訪問先企業を推測できる情報が、秋田との関連欄には、本件対象文書が愛知県の企業に関するものであることを踏まえると、訪問先企業を推測できる情報が記載されているから、異議申立人に不服のない部分である。

イ 折衝状況欄、訪問動機欄、新規立地や増設の有無欄は、それ自体一般的な内容に過ぎない。そして、訪問先企業を特定できる情報が非公開とされる以上、これらを公開しても、当該企業の内部情報を明らかにすることにはならないし、また、県が事務事業を行うに当たり支障を生じたり訪問先企業との信頼関係を害するものとは考えられない。したがって、これらの欄は、公開すべきである。

ウ 新規立地や増設の有無欄が「無」の場合は、場所の決定欄、希望・予定地域欄、立地形態欄、用地形態欄、土地の取得状況欄、建物の形態欄、着工時期欄、操業時期欄、用途欄、希望・予定面積欄、希望・予定価格欄、進出の条件欄、展開の可能性欄は、記入されていない。したがって、イと同様、これらの欄は公開すべきである。

エ 新規立地や増設の有無欄が「有」の場合は、ウで検討した各欄は、訪問先企業が県に話した情報が記載されているから、前記2(2)の理由により、非公開が妥当である。

オ ランク付け欄及び立地セミナー欄には、訪問先企業に対する県の評

価を表す情報が記載されている。訪問先企業を特定できる情報を非公開としても、既に公開されている折衝日欄から当該企業は自社に関する評価であると推測することができるから、前記2（3）の理由により、非公開が妥当である。

カ 今後の対応欄及び特記事項欄は、訪問先企業が県に話した情報及び訪問先企業に対する県の評価を表す情報が記載されているから、前記2（2）及び2（3）の理由により、非公開が妥当である。

（6）平成17年10月17日付けの復命書

当該文書は、東海3県の企業が秋田を訪問した際に、県の随行者が作成したものであり、異議申立人の公開請求の趣旨に合致したものではないが、実施機関において部分公開決定を行い、当該決定に対して異議申立てが行われ、諮問の対象となっていることから、審査会として、実施機関が非公開とした情報の非公開妥当性を判断することとする。

ア 2枚目の2行目から4行目までに記載されている企業名は、これまで本件対象文書において検討してきた企業誘致の対象としての企業名とは異なり、単に研修会場としての企業名に過ぎないことから、条例6条1項の2号、4号又は5号のいずれにも該当せず、これを非公開とする理由はなく、公開すべきである。

イ 2枚目の5行目から6行目までの参加者、及び10行目から11行目までの概要については、特定の個人が識別できる情報が記載されているから、条例6条1項1号に該当するものと認められ、非公開が妥当である。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	小 賀 野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
会長代理	柴 田 一 宏	弁護士
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授
	三 浦 清	弁護士